



令和7年度
多面的機能支払交付金
事務研修会
ー みどりチェック ー

長野県農業農村多面的機能発揮促進協議会

環境負荷低減のクロスコンプライアンスとは

農林水産省の各種補助事業等において

持続可能な食料システムの構築に向けた

環境にやさしい農林漁業のために

必要な**最低限の取組**を要件化するものです。

どうして農林水産業で環境負荷低減に取り組まなければならないの？



農林水産業には環境により多面的機能がある一方で、**環境に負荷を与えている側面**もあります

農林水産業は**環境の影響を受けやすいこと**に加え、**農林水産業自体が環境に負荷を与えている側面**もあります。

このため、日頃の事業活動の中で新たな**環境への負荷が生じないように、7つの基本的な取組を実践することが重要**です。

「みどりチェック」に取り組むことで、皆様が日頃から環境にやさしい取組を実践されていることを明らかにし、**消費者の理解と評価を深める**ことにもつながります。



「みどりチェック」は誰もが取り組める**環境負荷低減への「初めの一歩」**です。

「みどりチェック」の7つの基本的な取組とポイント

✓ 適正な施肥	✓ 適正な防除	✓ エネルギーの節減	✓ 悪臭・害虫の発生防止	✓ 廃棄物の発生抑制 循環利用・適正処分	✓ 生物多様性への悪影響の防止	✓ 環境関係法令の遵守
例えば… 肥料のムダをなくす	農薬を正しく使う	省エネを行う	臭いや害虫の発生源の管理	ゴミ削減 資源の有効活用	不必要な防除の削減	法律を守る 等

(チラシ) 「「みどりチェック」に取り組みましょう！」 (<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/kurokon.html>) 等より抜粋

多面的機能支払交付金の活動においても、**活動を実施する際に環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）のチェックシートの内容を意識して取り組むことで**
新たな環境への負荷が生じないようにすることが重要です
～できることから始めましょう～

I 8. 環境負荷低減のクロスコンプライアンス

R 7追加

活動組織は、新たな環境への負荷が生じないように意識して活動を実施することが重要であり、**環境負荷低減の最低限の取組が要件化**されました。

全ての活動組織が、活動に先立ち「環境負荷低減のチェックシート」を作成し、市町村に提出します。活動期間を通して、チェック項目を毎年度実施した上で、活動期間の最終年度に再度チェックシートを提出します。

チェックシートの記入方法

様式第ⅠーⅠ号

申請時記入日：令和 7年 6月

報告時記入日：令和 年 月

多面的機能支払交付金 環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック） チェックシート

組織名：〇〇〇〇保全会

	該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)
(1) 適正な施肥			
① 「 環境負荷低減の取組への支援 」(※1)の交付を受ける場合 肥料の適正な保管	☒	☐	☐
② 「 環境負荷低減の取組への支援 」(※1)の交付を受ける場合 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	☒	☐	☐
(2) 適正な除草や害虫駆除等			
③ 多面支払 (※2)の活動で農薬を使った除草や害虫駆除等を行う場合やみどり加算の交付を受ける場合 農薬の適正な使用・保管	☒	☐	☐
④ 「 環境負荷低減の取組への支援 」(※1)の交付を受ける場合 農薬の使用状況等の記録・保存	☒	☐	☐
(3) エネルギーの節減			
⑤ 活動組織で作業機械等を所有している場合 作業機械等の燃料の使用状況の記録・保存に努める	☒	☐	☐
⑥ 活動組織で作業機械等を所有している場合 省エネを意識し、作業機械等の不必要・非効率なエネルギー消費をしないよう努める	☒	☐	☐
(4) 悪臭及び害虫の発生防止			
⑦ 全ての活動組織及び広域活動組織（特定事業実施者を除く） 除草や水路の泥上げ等を行う場合には、気温や周辺環境等を考慮し、草や土砂等を適切に処理することで悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐	☒	☐

①②みどり加算の取組を実施する組織は、「します」にチェックします。
記入例は、取組を実施しない場合です。

③交付金の活動で、農薬（除草剤を含む）を使用した除草や害虫駆除を実施する組織又はみどり加算の取組を実施する組織は、「します」にチェックします。
記入例は、取組を実施しない場合です。

④みどり加算の取組を実施する組織は、「します」にチェックします。

⑤⑥**作業機械**※を所有している組織は、「します」にチェックします。
記入例は、個人所有の機械とリース機械のみで活動している場合です。

※草刈機、チェーンソー、ポンプなど財産管理台帳に掲載している機械

⑦**全ての組織**が「します」にチェックします。
資源向上支払の交付のみの組織も、農地維持活動を実施しているため該当になります。

※1 P 6の環境負荷低減の取組（みどり加算）

<多面的機能支払交付金実施要綱別紙2の第6の2の（1）のウのdの活動>

※2 便宜上、多面的機能支払交付金のことを「多面支払」と表記

(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分		該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)
⑧ 全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者	ブラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☒	☒	☐

⑧ 全ての組織が「します」にチェックします。

⑨ 交付金の活動で農薬（除草剤を含む）を使用した除草や害虫駆除を実施する組織は、「します」にチェックします。
記入例は、交付金の活動で、農薬を使用しない場合です。

(6) 生物多様性への悪影響の防止		該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)
⑨ 多面支払（※2）の活動で農薬を使った除草や害虫駆除等を行う場合	雑草や害虫の発生状況を推定し、除草や害虫駆除等の要否及び実施時期の判断に努める	☒	☐	☐
⑩ 生態系への影響が想定される工事等を実施する場合	生態系に配慮した事業実施に努める	☐	☒	☐

⑩ 生態系への影響が想定される作業や工事を実施する組織は「します」にチェックします。
土地改良事業は、環境との調和に配慮することが必須です。生態系保全や長寿命化工事に取り組む組織は、該当する可能性があります。

(7) 環境関係法令の遵守等		該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)
⑪ 全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者	「みどりの食料システム戦略」を理解し、適切な事業実施に努める	☒	☒	☐
⑫ 全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者	関係法令の遵守	☒	☒	☐
⑬ 活動組織で作業機械等を所有している場合	作業機械等の適切な整備と管理の実施に努める	☒	☐	☐
⑭ 全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者	正しい知識に基づく作業安全に努める	☒	☒	☐

⑪⑫ 全ての組織が、「します」にチェックします。

⑬ 作業機械を所有している組織は「します」にチェックします。
記入例は、個人所有の機械とリース機械のみで活動している場合です。

⑭ 全ての組織が「します」にチェックします。

【該当項目早見表】

対象となる活動組織・広域活動組織	チェックシートの該当項目
□ 全ての活動組織・広域活動組織	⑦ ⑧ ⑪ ⑫ ⑭
□ 環境負荷低減の取組（みどり加算）を実施する活動組織・広域活動組織	① ② ③ ④
□ 農薬（除草剤を含む）を使用した除草や害虫駆除を実施する活動組織・広域活動組織	③ ⑨
□ 作業機械を所有している活動組織・広域活動組織（個人所有の機械やリース機械は対象外）	⑤ ⑥ ⑬
□ 農村環境保全活動において「生態系保全」に取り組む活動組織・広域活動組織 □ 生態系への影響が想定される作業や工事を実施する活動組織・広域活動組織	⑩

□ 留意事項 □

申請時は、①から⑭のうち該当する全ての項目の「します」の□にチェックし、報告時（活動期間の最終年度）は、実施した内容を踏まえ、該当する全ての項目の「しました」の□にチェックしてください。

記載された内容が該当しない項目は、「該当しない」の□にチェックしてください。この場合、申請時及び報告時のチェックは不要です。

チェックシートの判断基準等（１）

- ・多面的機能支払交付金の活動の実施に当たり、該当する各項目に取り組んでください。
- ・＜判断基準となる取組内容＞を一つ以上実施してください。

チェックシートの項目	＜判断基準となる取組内容＞	対象の活動組織等
（１）適切な施肥 取組のポイント👉 栄養分の流出や温室効果ガスの排出の削減、施肥のコスト削減にもつながります。		
☐ ①肥料の適正な保管	✓ 肥料を直射日光や雨の当たらない場所に保管する。 ✓ 保管場所を定期的に清掃する。 ✓ 肥料の土壌（地下水）や河川への浸透・流出を防ぐため、肥料を土の上などに直置きしない。 ✓ 肥料袋に破損がないか確認する。	みどり加算（※）の取組を実施する活動組織等
☐ ②肥料の使用状況等の記録・保存に努める	✓ 肥料の使用状況等を記録し、保存する。 ✓ 記録の担当者・責任者を決める。 ✓ （「努める」の場合）活動組織等の役員及びみどり加算実施者の間で、肥料の使用状況等について口頭等により共有する。 【肥料の使用状況等の記録項目（例）】 ① 施肥した場所（ほ場名等） ② 施肥日 ③ 肥料等の名称 ④ 施肥量 ⑤ 施肥方法（散布機械の特定を含む） ⑥ 作業者名 その他、農業に含まれない葉面散布剤、堆肥、土壌改良材、微生物資材等農産物の生育に係る資材の記録についても、適宜記録。	
（２）適正な除草や害虫駆除等 取組のポイント👉 防除の必要性や方法をよく考え、農薬を使用する場合は、ラベルの表示に従って正しく使いましょう。		
☐ ③農薬の適正な使用・保管	✓ ラベルに記載されている適用作物、使用方法、使用上の注意事項等を確認する。 ✓ ラベル表示に基づき、安全に作業を行うための服装（防除衣）や保護具を着用する。 ✓ 器具内部に農薬が残らないよう防除器具を十分に洗浄する。 ✓ 鍵のかかる保管庫に農薬を保管する等、適切に管理を行う。	多面的機能支払交付金の活動で農薬を使用した除草や害虫駆除等を実施する活動組織等
☐ ④農薬の使用状況等の記録・保存	✓ 農薬の使用状況を記録し、保存する。 ✓ 記録の担当者・責任者を決める。 【農薬の使用状況の記録項目】 ① 使用日 ② 使用場所 ③ 使用した農産物 ④ 使用した農薬の種類または名称 ⑤ 単位面積当たりの使用量または希釈倍数 その他、散布機等の防除機械・器具の特定を含む使用方法、作業者名についても、適宜記録。 ※「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」（平成15年農林水産省・環境省令第5号）等より	又は みどり加算（※）の取組を実施する活動組織等

（※）みどり加算…加算措置「環境負荷低減の取組への支援」（化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する取組と組み合わせて行う長期中干し、冬期湛水、夏期湛水、中干し延期、江の設置等）

チェックシートの判断基準等（２）

チェックシートの項目	＜判断基準となる取組内容＞	対象の活動組織等
（３）エネルギーの節減 取組のポイント 🏠 温室効果ガスの排出を削減するとともに、エネルギーコストの低減につながります。		
☐ ⑤ 作業機械等の燃料の使用状況の記録・保存に努める	✓ 作業機械等で使用している燃料（電力を含む）の使用状況について記録し、保存する。 ✓ （「努める」の場合）活動組織等（役員間でも可）において作業機械等で使用している燃料の使用状況について口頭等により共有する。 【対象の作業機械等】 草刈り機、チェーンソー、ポンプ等の財産管理台帳に掲載している作業機械	作業機械等を所有する活動組織等 ※個人が所有する機械を持ち寄って活動を行う場合や、リースの機械は対象外とします。
☐ ⑥ 省エネを意識し、作業機械等の不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	✓ アイドリングストップ等省エネを意識して作業機械等を使用するよう活動組織等の構成員に周知する。 ✓ 燃料効率を維持するため、作業機械等を定期的にメンテナンスする。 ✓ （「努める」の場合）活動組織等（役員間でも可）において作業機械等のメンテナンスの方針について話し合う。	
（４）悪臭及び害虫の発生防止 取組のポイント 🏠 臭いや害虫の発生源を適切に管理することで、周辺住民や農業者等への影響を防ぎ、良好な関係構築につながります。		
☐ ⑦ 除草や水路の泥上げ等を行う場合には、草や土砂等を適切に処理することで悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	✓ 除草や泥上げ等を行う際、悪臭・害虫の発生防止・低減に向け、以下※のとおり実施する。 【草刈り】 ・水路に草が落ちる場合、フォーク等を水路に刺し、下流に流れないようにして取り除く。 ・刈草は集積場所を決めて置いたり、敷きワラや堆肥にする等適正に処理する。 ・刈草をその場に存置する場合は、刈草が水田や水路に落ちないように配慮するとともに、農作業や通行の障害とならないようにする。 ・ごみ等がある場合は、各自治体の取り決めに従って処分する。 【泥上げ】 ・泥上げした土砂は、水路の補修や畦畔の嵩上げに利用するか、農業生産に支障を与えないことに加え、地域住民の迷惑にならないように、適切に処理する。 ・住宅地周辺では、風塵発生の原因となるので、そのまま放置せず、あらかじめ決めた集積場所に集積する等、適切に処理する。 ・ごみ等がある場合は、各自治体のルールに従って処分する。 ※農林水産省多面的機能支払ウェブサイトに掲載の「活動の解説」 https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai.htmlより抜粋。	全ての活動組織、広域活動組織 ※（資源向上支払（共同）、（長寿命化）のみの交付を受けている組織についても、農地維持支払と同等の活動を実施している必要があるため、該当します。 ※みどり加算の取組のみを実施する一定の要件を満たす農業者団体等は対象外とします。

チェックシートの判断基準等（３）

チェックシートの項目	＜判断基準となる取組内容＞	対象の活動組織等
（５）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分 取組のポイント 📌 廃プラスチック等の廃棄物の発生抑制、再生利用により、温室効果ガスの排出の削減につながります。		
☐ ⑧ プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☒ 発生した廃棄物は、各自治体のルール（使用済みプラスチック類のリサイクル率を高めるための分類と異物除去、ダンボール等古紙の再生利用、金属廃棄物の回収業の利用等を含む）に従って処分する。	全ての活動組織等
（６）生物多様性への悪影響の防止 取組のポイント 📌 どのような方法が良いか等を検討することが、農地及び周辺環境の生物への悪影響の防止につながります。		
☐ ⑨ 雑草や害虫の発生状況を推定し、除草や害虫駆除等の要否及び実施時期の判断に努める	☒ 発生予察情報の活用や農地や農地周辺の病害虫・雑草の発生状況の観察等により、防除の要否及びタイミングを判断する。	多面的機能支払交付金の活動で農薬を使用した除草、害虫駆除を実施する活動組織等
☐ ⑩ 生態系に配慮した事業実施に努める	☒ 除草や泥上げ、植栽、対象の工事等を行う際、用排水路等が生物や植物の生息・生育環境として重要な役割を担っていることを踏まえ、例えば以下※などの配慮に努める。 【生態系への配慮】 ・泥上げた土砂の中にドジョウ等の生物がいる場合は水路に戻す。 ・泥上げた土砂の中等に外来種がいた場合は駆除に努める。 【駆除の対象種】 ・「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成16年法律第78号）に基づく特定外来生物（同法に基づき、保管、運搬等が禁止されていることに注意する。） ・「生態系被害防止外来種リスト」（環境省、農林水産省公表）掲載種 等 ・植栽する場合、その品種は、地域の生態系との調和に配慮し、生態系保全の観点から、植栽に適当な在来種がある場合には、優先的に使用することを検討する。 ・以下の対象の工事実施前には、生物多様性配慮の必要性について話し合い（総会で話し合う、役員間で話し合って構成員に周知する等）を実施し、状況に応じて土地改良区、市町村等に相談する。 【対象の工事】 ・素掘り水路からコンクリート水路への更新 ・希少種が生息する地域と隣接する施設の更新 等 ※農林水産省多面的機能支払ウェブサイトに掲載の「活動の解説」 https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai.html より抜粋等。	生態系への影響が想定される工事、活動を実施する活動組織等

チェックシートの判断基準等（４）

チェックシートの項目	＜判断基準となる取組内容＞	対象の活動組織等
（７）環境関係法令の遵守等 取組のポイント 👉 「みどりの食料システム戦略」に基づく「みどりチェック」の取組や、共同活動に関連のある環境関連法令を確認しましょう。 👉 作業手順や危険箇所の確認を心がけることで、より安全な作業環境の確保につながります。		
☐ ⑪「みどりの食料システム戦略」を理解し、適切な事業実施に努める	✓ 本解説書（該当：４～７ページ、１２ページ）を用い、年度初めに、「みどりの食料システム戦略」に基づく「みどりチェック」及びチェックシートの判断基準となる取組内容を確認し、活動の実施に当たり、該当する項目を実施する。	全ての活動組織等
☐ ⑫関係法令の遵守	✓ 本解説書（該当：１３、１４ページ）を用い、年度初めに、多面的機能支払交付金の活動に関連する環境関係法令を総会等（びう等の周知を含む）で確認し、活動の実施に当たり、法令を遵守する。	全ての活動組織等
☐ ⑬作業機械等の適切な整備と管理の実施に努める	✓ 作業機械の日常点検・定期点検、整備を実施する。 ✓ （「努める」の場合）活動組織等（役員間でも可）において点検・整備の方針について話合う。 ✓ 機械の清掃や作業を行わない場合には動力を切る等、農業機械の適切な管理に努める。	作業機械等を所有する活動組織等 ※個人が所有する機械を持ち寄って活動を行う場合や、リースの機械は対象外とします。
☐ ⑭正しい知識に基づく作業安全に努める	✓ 「多面的機能支払交付金 共同活動の安全のしおり」※を用い、事前に安全確認を行うとともに、安全に配慮して活動を実施する。 ✓ 万が一、事故が発生した場合は、被災者及び他の活動参加者の安全を確保し、必要に応じて医療機関を受診等するとともに、速やかに市町村に報告する。 ※農林水産省多面的機能支払ウェブサイトに掲載の「共同活動の安全のしおり」 (https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai.html)	全ての活動組織等

チェックシート実施手順（例）（1）

本ページ以降は、参考として、環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）のチェックシートの実施手順（例）等を示したものです。実施時は、各活動組織等内で話し合って進めてください。

I 役員間でチェックシートの内容を確認しましょう。

- 多面的機能支払交付金の5年間の活動計画に照らし、本解説書2ページの「チェックシート」のうち、該当する項目は「申請時（します）」欄を、該当しない項目は「該当しない」に✓チェックを入れます。

・保存に努める			
・削除等	該当しない	申請時（します）	報告時（しました）
・更った除草や害虫駆除等を交付を受ける場合	□	✓	□
・り支援 ※の交付を受ける	✓	□	□
・保存			

II 役員間で実施方針を検討しましょう。

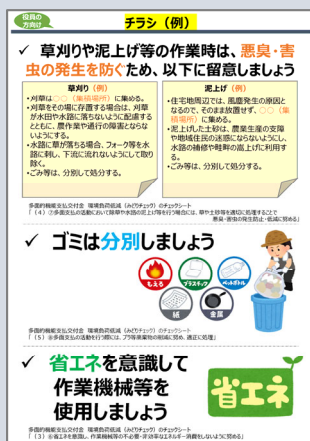
- 「I」で「申請時（します）」欄にチェックを入れた項目のそれぞれについて、どのようなことに取り組みそうか、具体的な実施方針を話し合います。
- 「チェックシート」の内容は、多面的機能支払交付金の活動を行う際に、意識して取り組むことで、新たな環境への負荷が生じないようにするものです。継続性を考慮し、過度な負担とならないように留意します。

◆ 加算措置「環境負荷低減の取組への支援」（みどり加算）に係る項目（チェックシート①、②、③、④）について

- みどり加算の取組を実施する者に「チェックシート」及び本解説書4ページの判断基準の内容を周知し、実施方針を聞き取ります。
- 毎年度、実施者への聞き取り等によって実施状況を把握します。

◆ 活動参加者に周知する項目（チェックシート⑥、⑦、⑧、⑪、⑫、⑭）について

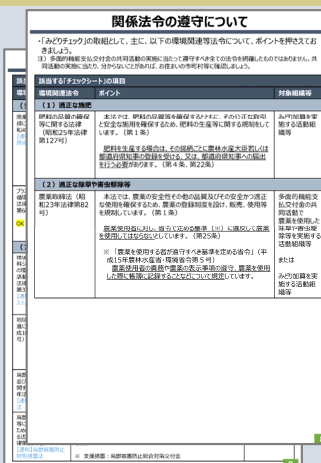
- 以下の資料等を参考に、総会、活動のお知らせ、活動実施前等の機会に、活動参加者に周知します。



チェックシート
⑥、⑦、⑧関係



チェックシート⑪関係



チェックシート⑫関係



チェックシート⑭関係

◆ その他の項目（チェックシート③、④（みどり加算以外）、⑤、⑥、⑨、⑩、⑬、⑭）について

- 役員間で実施方針を検討します。

（※）みどり加算…加算措置「環境負荷低減の取組への支援」（化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する取組と組み合わせる長期中干し、冬期湛水、夏期湛水、中干し延期、江の設置等）

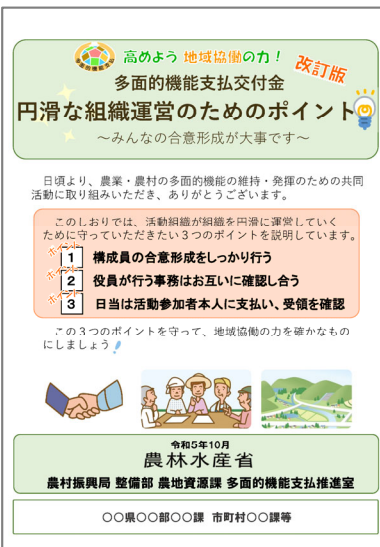
チェックシート実施手順（例）（2）

Ⅲ 検討した実施方針をチェックシートとともに構成員に周知しましょう。

- ・ 総会等において、本解説書、「チェックシート」、「Ⅱ」で検討した実施方針を構成員に周知し、「チェックシート」のチェック箇所について合意形成を図ります。

合意形成のポイント

「円滑な組織運営のためのポイント」（右（表紙））を参考に、合意形成を行いましょ。



Ⅳ チェックシートを市町村に提出しましょう。

Ⅴ チェックシートの内容を意識しつつ、多面的機能支払交付金の活動を実施しましょう。

- ・ 「Ⅲ」で合意が図られた実施方針に即し、活動期間 5 年間を通して、毎年度実施します。
- ・ 活動期間終了後の抽出検査対象となった場合、具体的な取組内容の説明を求められます。その際、取組内容に関する実施状況写真等の証拠書類は求められませんが、口頭で活動期間中の取組内容を説明する必要がありますので、スムーズに説明できるよう、活動記録にメモする等備忘録を残しておくといでしょう。
- ・ 市町村による毎年度の多面的機能支払交付金の実施状況の確認の際に、「チェックシート」の実施状況についても簡易な聞き取り等による確認があるため、実施方針や実施状況を簡単に説明します。（市町村による確認は、実施の有無を口頭で確認する程度を想定しています。）

5 年間の活動期間終了後

Ⅵ 活動終了年度にチェックシートを市町村に提出しましょう。

- ・ 「チェックシート」の「報告時（しました）」欄に✓チェックを入れます。基本的に、各項目について、具体的にどのようなことに取り組んだのかを説明できれば✓チェックを入れられるものと考えてください。
- ・ 多面的機能支払交付金の実施状況報告書等とともに総会資料に含めて、「チェックシート」のチェック箇所について合意形成を図った上で、「チェックシート」を実施状況報告書とともに市町村に提出します。

・ 保存に努める			
更除等	該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)
更った除草や害虫駆除等を 交付を受ける場合	☐	☒	☒
の支援 ※の交付を受ける	☒	☐	☐
・ 保存			

該当する場合

（該当する場合）抽出検査を受検しましょう。

- ・ 検査対象となった場合、国の環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）担当部局による抽出検査を受検します。
- ・ 抽出検査は、「チェックシート」の報告内容について、具体的な取組内容を聞き取る等により実施される予定です。（詳細は令和 7 年度中に調整されます。）
- ・ 取組内容に応じ、肥料、農薬、電気・燃料の使用記録等を付けている場合は閲覧を求められる場合がありますが、これ以外の取組内容に関する実施状況写真等の証拠書類は求められません。
- ・ 受験の際は、活動期間中の取組内容をスムーズに説明できるように準備しておきましょう。

チラシ（例）

✓ 草刈りや泥上げ等の作業時は、**悪臭・害虫の発生を防ぐ**ため、以下に留意しましょう

草刈り（例）

- 刈草は〇〇（集積場所）に集める。
- 刈草をその場に存置する場合は、刈草が水田や水路に落ちないように配慮するとともに、農作業や通行の障害とならないようにする。
- 水路に草が落ちる場合、フォーク等を水路に刺し、下流に流れないようにして取り除く。
- ごみ等は、分別して処分する。

泥上げ（例）

- 住宅地周辺では、風塵発生の原因となるので、そのまま放置せず、〇〇（集積場所）に集める。
- 泥上げした土砂は、農業生産の支障や地域住民の迷惑にならないようにし、水路の補修や畦畔の嵩上げに利用する。
- ごみ等は、分別して処分する。

多面的機能支払交付金 環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）のチェックシート

「（４）⑦除草や水路の泥上げ等を行う場合には、草や土砂等を適切に処理することで

悪臭・害虫の発生防止・低減に努める」

✓ ゴミは**分別**しましょう



多面的機能支払交付金 環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）のチェックシート

「（５）⑧プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理」

✓ **省エネ**を意識して 作業機械等を 使用しましょう



多面的機能支払交付金 環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）のチェックシート

「（３）⑥省エネを意識し、作業機械等の不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める」

使用状況等の記録（例）

肥料、農薬の使用状況等の記録（例）

多面的機能支払交付金 環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）のチェックシート
「（１）②肥料の使用状況等の記録・保存に努める」、「（２）④農薬の使用状況等の記録・保存」

◆みどり加算（※）実施者

生産記録（右（参考様式））等を記録
（化学肥料及び化学合成農薬以外の肥料及び
農薬については別途記録等）

◆多面的機能支払交付金の活動で農薬を使用した
除草や害虫駆除等を実施する活動組織等

使用日、使用場所、農薬の種類又は名称、
単位面積当たりの使用量又は希釈倍率等を記録
(下(参考例))

農薬使用状況記録（例）

使用日	使用場所	農薬名	農薬使用量 (kg、ℓ)	希釈倍数	備考 (作業者名等)

(※) みどり加算…加算措置「環境負荷低減の取組への支援」（化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する取組と組み合わせる行う長期中干し、冬期湛水、夏期湛水、中干し延期、江の設置等）

(参考様式)生産記録

●対象活動：長期中干し

組織名	環境営農組合
氏名	農林太郎

ほ場名	実施面積(a)※	作物名(※削減)	備考
100-1	100a	水稻	

(注1)記入欄が足りない場合は、別様式(様式)を用いることも可。

(注2)削減割合が数値にある場合は、「実施面積(削減割合)」及び「実施面積(残った)」のいずれも記載すること。

※実施面積は法面や畦畔を除いた値とすること

1. 対象活動

実施時期	溝切り実施日	溝切り本数(本/10a)	備考
令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日	令和〇年〇月〇日	2	

(注1)中干しは生育中期に1回以上実施すること。

(注2)溝切りは水田のみを対象とし、上流側より下流側へ。

(節量率)地域の特性に応じて、地域内1haの設置や中干しを実施しない水田の確保など、生態系保全の対策を検討すること。

2. 使用肥料(5削減の取組)

資材等の名称	化学肥料 窒素成分 割合(%)	使用量 (kg/10a)	【5削減】 化学肥料 窒素成分 (kgN/10a)	【削減レベル】 化学肥料 窒素成分 (kgN/10a)	使用時期	備考
〇〇500(基肥)	15	20	3	8	令和〇年〇月〇日	
合計			3	8		

(注1)化学肥料の区分、商品名等記号、商品名等記号、商品名等記号等などの区別を施すための区別を施す場合は全て記載すること。
(注2)減量、行を空記して記入すること。

3. 使用農薬(5削減の取組)

農薬名 (商品名、剤型)	用途	【5削減】 節減対象農薬 成分回数	【削減レベル】 節減対象農薬 成分回数	使用時期	備考
〇〇粒剤	殺菌剤	1	1	令和〇年〇月〇日	
〇〇粒剤	殺虫殺菌剤	3	3	令和〇年〇月〇日	
〇〇粒剤	殺菌剤	1	1	令和〇年〇月〇日	
〇〇フロアブル	植物成長調整剤	1	1	令和〇年〇月〇日	
〇〇乳剤	除草剤	2	2	令和〇年〇月〇日	
〇〇顆粒水和剤	殺虫剤	—	—	令和〇年〇月〇日	日本農林規格(JAS)適合
〇〇フロアブル	その他	1	1	令和〇年〇月〇日	
合計		9	18		

(注1)有害農薬等の日本農林規格で定められた農薬の成分の削減率を求め、使用した農薬成分を記入すること。

(注2)減量、行を空記して記入すること。

4. 保管書類

□現地踏査を写真で行う場合

□がある項目については、該当する項目の□に■又は△を記入すること。

作業機械等の燃料の使用状況等の記録（例）

多面的機能支払交付金 環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）のチェックシート
「（３）⑤作業機械等の燃料の使用状況の記録・保存に努める」

作業機械等の稼働時間の記録

- ・活動記録（様式第1-6号）の備考欄に作業機械の使用台数を記入
- ・作業日誌やノート等に作業機械の稼働時間をメモ等

等

(様式第1-6号)

【活動組織から市町村に提出するもの】

農水産定款団体

組織名： _____

年度 多面的機能支払交付金 活動記録

※「実施時期」には林野整備を添える。実施時期を記入してください。

※「活動費の区分等」欄には、活動費が支出される活動目的と②活動目的番号及び③費種別のうちの①に基づき都道府県が定める書籍帳簿本方に對して取組むべき活動費の科目を記入する。その外、事業費は記入しない。品目率は30%を超えないとする。
一日に複数の活動を行った場合は、該当する全ての活動目的番号を記載の一行に記入してください。計画費/定りない場合は、無数計に於いて記入してください。

活動実施日時			活動参加人数	活動内容			備考（具体的な活動内容や記入）
日付	活動時間		農業業 以外	総参加 人数	活動項目番号（左記の）	活動内容	
	始時	分					
1/1	3	15		51	14	42	⑤ 樹立・更新・管理 1,4 土 砂改良 1,4 ⑥ 水害防止 タンク工の実施、記録管理

燃料・電気代（量）の伝票の保存

燃料代（量）、電気代（量）について、
「（作業機械使用分を含む）多面的機能支払
交付金の活動の目的で購入した燃料の伝票」を
保存

等



関係法令の遵守について

- ✓ 環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）のチェックシートの取組として、主に、以下の環境関連法令について、ポイントを押さえておきましょう。

注）多面的機能支払交付金の共同活動の実施に当たって遵守すべき全ての法令を網羅したものではありません。共同活動の実施に当たり、分からないことがあれば、お住まいの市町村等に確認しましょう。

該当する「チェックシート」の項目		
環境関連法令	ポイント	対象組織等
（１）適正な施肥		
肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）	本法では、肥料の品質等を確保するとともに、その公正な取引と安全な施用を確保するため、肥料の生産等に関する規制をしています。（第１条） <u>肥料を生産する場合は、その銘柄ごとに農林水産大臣若しくは都道府県知事の登録を受ける、又は、都道府県知事への届出を行う必要があります。</u>（第４条、第22条）	みどり加算（※）を実施する活動組織等
（２）適正な除草や害虫駆除等		
農薬取締法（昭和23年法律第82号）	本法では、農薬の安全性その他の品質及びその安全かつ適正な使用を確保するため、農薬の登録制度を設け、販売、使用等を規制しています。（第１条） <u>農薬使用者に対し、省令で定める基準（※）に違反して農薬を使用してはならない</u>としています。（第25条） ※「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」（平成15年農林水産省・環境省令第５号） <u>農薬使用者の責務や農薬の表示事項の遵守、農薬を使用した際に帳簿に記録することなどについて規定しています。</u>	多面的機能支払交付金の活動で農薬を使用した除草や害虫駆除等を実施する活動組織等 又は みどり加算（※）を実施する活動組織等

（※）みどり加算…加算措置「環境負荷低減の取組への支援」（化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として

５割以上低減する取組と組み合わせて行う長期中干し、冬期湛水、夏期湛水、中干し延期、江の設置等）

関係法令の遵守について

該当する「チェックシート」の項目

環境関連法令	ポイント	対象組織等
（５）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号） 【通称】廃棄物処理法、廃掃法	本法では、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、廃棄物の排出の抑制と廃棄物の適正な分別、保管、再生、処分等の処理、生活環境を清潔にすることについて規定しています。（第1条） 国民の責務として、廃棄物の排出抑制、再生品の使用等による廃棄物の再生利用、廃棄物の分別排出、廃棄物の減量等に関して、国及び地方公共団体の施策に協力しなければならないとしています。（第2条の4） 事業者（公共公益事業等を実施する者を含む）は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないとしています。（第3条）	全ての活動組織等
プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）	本法では、プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、プラスチック使用製品（以下、「プラ製品」という。）の使用の合理化、プラ製品の廃棄物の再資源化等を促進するための制度の創設等の措置について規定しています。（第1条） 消費者等の責務として、プラ製品廃棄物の分別排出、プラ製品の過剰な使用の抑制等合理化によるプラ製品廃棄物の排出抑制、再生プラ製品の使用等に努めなければならないとしています。（第4条）	全ての活動組織等
（７）環境関係法令の遵守等		
環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号） 【通称】みどりの食料システム法	本法では、環境と調和のとれた食料システムの確立のため、基本理念及び農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図るために行う事業活動を促進するための措置及びその基盤を確立するための措置について規定しています。（第1条） 「みどりチェック」の取組は、「みどりの食料システム戦略」に位置付けられており、本法に基づいて国が定めた基本方針に位置付けられた「農林漁業に由来する環境負荷に総合的に配慮するための基本的な取組」のうち最低限の内容について取り組むものとしています。（第15条）	全ての活動組織等
地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）	本法では、地球温暖化対策の推進のため、計画制度と社会経済活動等による温室効果ガスの排出の量の削減等を促進するための措置について規定しています。（第1条） 国民の責務として、日常生活に関し、温室効果ガスの排出量削減等のために取り組むよう努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出量削減等のための施策に協力しなければならないとしています。（第6条）	全ての活動組織等
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号） 【通称】鳥獣保護管理法	本法では、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化を図るため、鳥獣の保護及び管理を図るための事業の実施と猟具の使用に係る危険を予防することについて規定しています。（第1条）	鳥獣被害防止のための対策を実施する活動組織等
鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号） 【通称】鳥獣被害防止特別措置法	本法では、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を総合的かつ効果的に推進するため、市町村の計画制度や被害防止施策の実施に係る財政上の措置（※）、鳥獣被害対策実施体の設置、捕獲等した対象鳥獣の適正な処理や有効利用のための措置等について規定しています。（第1条） ※ 支援措置：鳥獣被害防止総合対策交付金	鳥獣被害防止のための対策を実施する活動組織等